

軽自動車税のお知らせ

問市民税課 22-2209

バイク・軽自動車の各種変更手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）は、軽四輪（軽三輪）や二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車などに対して課税される税金で、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

軽自動車などを廃棄処分または譲渡した方、市外に転出した方などで、廃車・名義変更等の手続きを済ませていない方は3月末までに手続きをしてください。

4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は秩父市に納めていただくことになります。
※紛失や盗難の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

軽自動車税の減免を受けている方へ

前年度からの障がい者減免の申請内容に変更のない車両については、年度ごとの申請は不要です。

納税通知書は送付されません。ただし、減免を受けていた方が、下記の理由などで減免の対象とならなくなった場合は、減免取消の手続きが必要です。減免取消の手続きは3月末までにお願いします。

- 買換えなどにより、減免を受ける車両を変更した。
- 障害者手帳をお持ちの方の死亡、または生計を同一にしなくなったなどの変更があった。
- 障害者手帳の変更により、減免の対象でなくなった。



秩父税務署からのお知らせ

○確定申告は、スマートフォン・パソコンから国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して行う、e-Tax申告が便利です。ぜひご利用ください。

○2月16日(月)から3月16日(月)までの確定申告期間中の申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによる事前予約をお願いします。会場において当日受付も行いますが、相談枠に限りがありますのでご注意ください。

申告会場での相談は、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談です。

※マイナンバーカードは、登録してある2種類のパスワードが必要です。

問秩父税務署 22-4433(自動音声案内「2」)



確定申告(e-Tax)



国税庁LINE
公式アカウント

第10回市長タウンミーティング

とき 2月28日(土)15時～(14時30分時開場)

ところ 福祉女性会館1階集会室

テーマ 有害鳥獣対策

申し込み不要。詳細はHPをご覧ください。

問広報広聴課 22-2505



取扱窓口

ナンバー	車種	取扱窓口
秩父市ナンバー	・原動機付自転車(125cc以下) ・ミニカー ・小型特殊自動車	・市民税課 ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
熊谷ナンバー	排気量125ccを超える二輪車	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
	三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所(熊谷支所) ☎050-3816-3112

車検証の変更手続きをお忘れなく！

自動車を譲ったときや引っ越しをしたときは、必ず管轄の運輸支局での変更手続きを行ってください。

自動車税（種別割）は、4月1日時点の車検証上の所有者（所有権が留保されているときは使用者）に課税されます。手続きを行わないと既に譲った自動車の納税義務が発生したり、納税通知書が速やかに届かないことがあります。

車検証の内容に変更があるときは、必ず管轄の運輸支局での手続きを行ってください。

変更手続きについて

埼玉運輸支局登録関係ヘルプデスク

☎050-5540-2026

自動車税（種別割）について

埼玉県自動車税事務所 ☎048-658-0226



企業版ふるさと納税によるご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた企業様をご紹介します。誠にありがとうございました。

Society5.0推進事業のために

▶10月31日、株式会社サウスエージェンシーから

問先端技術推進課 21-5522

未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる
事業のために

▶12月18日、株式会社ハイブリッドから

問子育て支援課 26-6535

郵送や電子申告へのご協力をお願いします

申告期間

市・県民税の申告をお忘れなく！ 2/16(月)～3/16(月)

申告受付については、市報1月号6、7ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、原則、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

① 市・県民税の申告が必要な方

- 所得の有無に関係なく、令和8年1月1日現在、市内に住所のある方
- 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

② 市・県民税の申告が必要ない方

- ①に該当する方でも、一部のケースを除き、次の方は市・県民税の申告は不要です。
- ①給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
 - ②公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きます）
 - ※公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させるためには、市・県民税の申告が必要です。
 - ※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。
 - ③親族の被扶養者になっている方で所得38万円以下の方
 - ※16歳以上の国民健康保険加入の方が保険税の軽減を受ける場合は、申告が必要です。
 - ④税務署に所得税の確定申告をする方

③ スマホ・パソコンでも市・県民税の申告と税額計算・申告書の作成ができます

eLTAX（エルタックス）からマイナンバーカードを利用して、市・県民税の電子申告ができます。なお、eLTAXの利用にあたっては、事前に電子証明書の取得、利用者登録などの手続きが必要です。また、パソコンの案内に従って給与や年金の源泉徴収票の金額などを入力すれば、市・県民税の税額の試算や、申告書の作成ができます。作成した申告書は印刷し、必要書類を添付して市へ提出することができます。詳しくは市HPをご覧ください。

④ 申告に必要なもの

①本人確認書類（番号確認および身元確認書類）
②所得の計算に必要な資料
事業収入（営業等・農業）のある方 売上、仕入などの帳簿・決算書・領収書など (収支内訳書を作成し、ご持参ください)
給与収入・年金収入のある方 源泉徴収票
不動産収入のある方 不動産収入が分かる書類・令和7年度固定資産税課税資産明細書（該当箇所）
③控除計算に必要な資料
医療費控除・セルフメディケーション税制のある方 「医療費控除の明細書【内訳書】」、医療費通知など (必ず、明細書を作成の上、ご持参ください)
社会保険料控除のある方 市から送付された「納付額のお知らせ」・領収書など（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）
生命保険料控除や地震保険料控除のある方 控除証明書（支払証明書）
配偶者（特別）控除、扶養控除のある方 配偶者、扶養親族の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し）
障害者控除のある方 障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書
寄附金控除のある方 寄附先が発行する領収書など ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、所得税の確定申告をする場合には、寄附金控除の申告が必要です。
④所得税の還付を受ける場合、本人名義の口座がわかるもの
※支店の統廃合があったちちぶ農業協同組合の口座を指定する場合には、必ずお持ちください。

問市民税課 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田 77-1113 大滝 55-0101 荒川 54-2111

高齢者介護課からのお知らせ

介護保険サービス利用料助成金

介護保険法による居宅サービス、介護予防サービスおよび市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が負担する利用料の一部を助成します。

対象 市民税非課税世帯の方

(介護保険料未納者などは除く)

対象項目 ①介護保険法による居宅サービス、介護予防サービスなど(通所介護、訪問介護、福祉用具貸与など) ②市が行う介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1・2の方および介護予防・生活支援サービス事業対象者の通所介護、訪問介護)

申請期限 3月31日(火)まで

※申請書に領収書原本(明細が記載されているもの)の添付が必要です。

甲・問 高齢者介護課 ☎ 25-5205

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0865 荒川 ☎ 54-2111

在宅要介護高齢者手当支給

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により在宅での日常生活に著しい支障のある高齢者に対し、手当を支給します。

対象 市内に住所を有する65歳以上で、介護保険法による要介護4または5と認定された後6か月以上経過している方。介護保険料の未納のない方(生活保護を受給している方は除きます)。

ただし、月の初日から末日までの期間、施設等に入所または入院している方は対象外です。

支給金額 申請した月から、月額1万円を年3回(4月、8月、12月)、対象者本人の指定口座に振り込みます。

皆さんのご意見をお寄せください! ～秩父市パブリックコメント手続き～

①秩父市国土強靭化地域計画改訂(案)

内容 「秩父市国土強靭化地域計画」は、市における地域強靭化に関する施策推進の指針となる基本的な計画です。安全・安心なまちづくりを推進するため、計画を改訂します。

問 危機管理課(〒368-8686熊木町8-15)

☎ 22-2206 FAX 22-1363

✉ kiki@city.chichibu.lg.jp

②秩父市立病院中長期計画(案) (令和8年度～15年度)

内容 平成30年度に策定された「秩父市立病院中長期計画」が今年度で計画期間を終えることから、

新病院建設までの間も住民の方が安心して充実した医療を受けられるために、次期計画の策定を行います。

問 市立病院管理課(〒368-0025桜木町8-9)

☎ 23-0611 FAX 23-0650

✉ byoin@city.chichibu.lg.jp

公表および意見募集期間

2月10日(火)～3月13日(金)

公表方法

・市役所1階「情報提供コーナー」、各担当課、各総合支所市民福祉課での閲覧

意見の提出方法・提出先

・各担当課、各総合支所市民福祉課窓口へ文書で提出

・各担当課へ郵送、FAX、✉で提出

・何でも投書箱へ投函



問 森づくり課 ☎ 22-2369

ちちぶ森の活人

Facebook



竹林の整備をさせていただきました

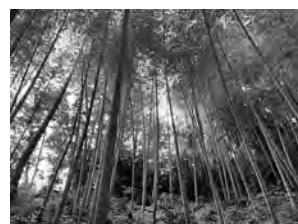
竹林は毎年きちんと間引いて手入れをすると美しい里山風景になるばかりか、筍の収穫、竹細工として加工、竹垣など庭の装飾に利用、竹炭や竹チップとして肥料にできるなどの有用性があります。最近では孟宗竹や真竹からメンマを作る活動も広がっています。しかし生長が早く、しかも毎年生えてくるため、手入れが行き届かない放置竹林が増えており、竹が隣の敷地に侵入したり、植樹した木を枯らし、イノシシの潜伏場所となって人の生活域に動物が近づく原因になることもあります。

竹林の整備をすると、光が差し込み他の木が根を張って崩れにくくなります。また見通しが良くなるとイノシシの隠れ家がなくなり、シカも里山に下りてこられなくなる事例もあります。

今回整備した竹林も明るく日が差し込むようになり山主さんにも喜んでいただけました。秩父地域には竹林の整備や笹藪の刈払いの補助金もありますのでご活用ください。



手入れ前の竹林



手入れ後の竹林

**国民健康保険の安定的な運営
のために国民健康保険税の
税率の見直しを進めます**

国民健康保険制度は、加入者が病気やけがをした時に、安心して医療を受けられるよう、保険税を負担しあう相互扶助の制度です。

○国民健康保険の運営は赤字です

高齢化や医療の高度化に伴い、一人あたりの医療費が増加傾向にある一方、加入者の減少により市の保険税収は減少しており、収入不足の状況が続いています。収入の不足分は、一般会計から繰り入れて（法定外繰入）、補てんしています。

○赤字の解消が求められています

国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県に変わりました。これにより、県内の市町村は、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、①令和8年度までに法定外繰入（赤字）を解消すること、②令和9年度には、県が市町村ごとに定める税率（標準保険税率）で保険税を賦課することが求められています。

さらに、令和12年度には、県内市町村の保険税率統一（同じ世帯構成、所得であれば県内どこでも同じ保険税となること）が目標とされています。

○令和8年度の国民健康保険税率等を改正する予定です

平成30年度、令和5年度、令和7年度にも税率改正を行いましたが、いずれの改正も、引き上げ幅を低く抑えたために、赤字解消に至っていません。これは、保険税率を低く設定して加入者の負担増加を抑える代わりに、国民健康保険に加入していない方々にも負担をいただき、国保財政の赤字を埋めてきたということを意味します。

昨年度だけでも、3億4千万円のお金が、国保財政の赤字を埋めるために使われました。

赤字解消のため、これまで低く据え置いてきた保険税率等を令和8年度には大幅に引き上げる予定です。他の市町村においても、令和8年度には赤字を解消、そして令和9年度からは県が示す標準保険税率での税率設定を見据えて、保険税率の引き上げを進めています。

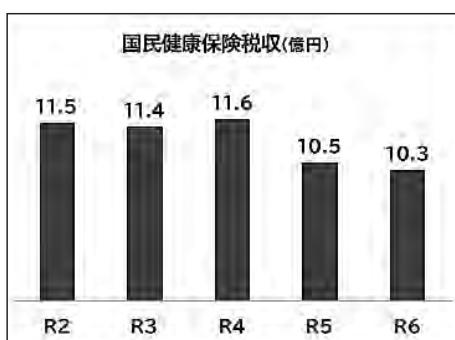
加入者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、将来にわたつて国民健康保険制度を維持していくため、ご理解をお願いします。

令和8年度の税率等については、決定次第改めてお知らせします。

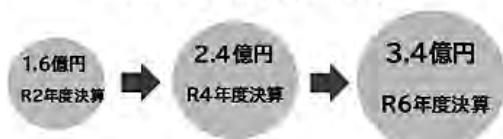
※3月号でも、国保制度や税率に関する内容を掲載します。

問
保険年金課
25
1
5
2
0
1

市の国民健康保険の運営状況



一般会計からの補てん(法定外繰入)



今後の改正予定

～令和8年度

赤字の解消
段階的な税率改正

令和9年度(準統一)

標準保険税率に
税率を設定

令和12年度(完全統一)

県内市町村が同一の
税率を設定

令和7年度秩父市国民健康保険税率

現行税率 (4方式)	
所得割	10.50%
資産割	15.00%
均等割	42,500円
平等割	10,000円

標準保険税率 (2方式)	
所得割	12.54%
資産割	0%
均等割	79,103円
平等割	0円

※資産割及び平等割は廃止
※税率は毎年度変更となる予定

県が示す標準保険税率に比べて、現行の税率はかなり低い状況です